

# 欧州（EU）の廃棄物輸出入に関する 制度体系について

# EUの廃棄物輸出入に関する制度体系(廃棄物／有害廃棄物の定義)

## EUにおける廃棄物・有害廃棄物の定義

### 廃棄物枠組み指令(2008/98/EC)

※「廃棄物指令(2006/12/EC)」「有害廃棄物指令(91/689/EEC)」「廃油指令(75/439/EEC)」の3指令を廃止・統合したもの

#### 3条(1) 廃棄物の定義

保有者が廃棄するか廃棄しようとする、又は廃棄する必要があるもの

#### 3条(2) 有害廃棄物の定義

ANNEX IIIにリストされている有害特性の一つあるいは複数以上を示す廃棄物

→ ANNEX III 有害廃棄物の特性

#### 6条 End of Waste の状態

特定の廃棄物は、回収(リサイクル含む)され、一定の基準を満たすときには、廃棄物である状態を終える。

→ End of Waste基準(理事会規則)

- ・ 鉄・アルミスクラップ (No.333/2011)
- ・ 銅スクラップ (No.715/2013)

#### 7条(1) 廃棄物のリスト

- ・ 廃棄物枠組み指令及び関連する廃棄物リスト(欧州委員会決定2000/532/EC)の更新方法を規定。
- ・ 廃棄物リスト(欧州委員会決定2000/532/EC)は有害と考えられる廃棄物の決定については法的拘束力がある。
- ・ 廃棄物リストに含まれるものが全て廃棄物とみなされるのではなく3条(1)の定義に該当するもののみが廃棄物と考えられる。

→ 旧有害廃棄物指令(91/689/EEC)に基づく  
廃棄物リスト(決定2000/532/EC)

- ・ 廃棄物をリスト化し、有害廃棄物を指定している。

## EUにおける廃棄物・有害廃棄物の整理

### 廃棄物(廃棄物枠組み指令3条(1))

#### 廃棄物リスト(決定2000/532/EC)

##### 非有害廃棄物(\*がついていない)

例) 10 01 01 焼却灰、スラグ、ボイラーダスト  
10 01 02 石炭の飛灰  
...

##### 有害廃棄物(\*がついている)

例) 10 01 04\* 石油の飛灰とボイラーダスト  
10 01 09\* 硫酸  
...

- ・ 欧州では、廃棄物枠組み指令によって「廃棄物」「有害廃棄物」を定義している。また、欧州委員会が決定した廃棄物リストが存在し、廃棄物をリスト化するとともに、有害廃棄物を指定している(有害廃棄物の場合は廃棄物コードに\*を付与)。

# EUの廃棄物輸出入に関する制度体系(国際条約とEU法令の関係)

## 廃棄物枠組み指令(2008/98/EC)

### ANNEX III 有害性の特性

- H1~H15の特徴を記載。

例) H1:爆発性(Explosive) H2:酸化性(Oxidizing)・・・ ※別紙①参照

### 廃棄物リスト(決定2000/532/EC)

- 6桁の廃棄物コードで分類(大分類2桁 中分類2桁 小分類2桁)しており、大分類は01~20まで存在。
- 有害廃棄物はアスタリスク(\*)が付されている。

例) 10 熱処理から生じる廃棄物  
 10 01 発電所その他プラントから生じる廃棄物  
 10 01 01 焼却灰、スラグ、ボイラーダスト  
 10 01 04\* 石油の飛灰とボイラーダスト

※別紙②参照

## 廃棄物輸送規則(2006/1013/EC)

### 3条 手続全般の骨子

- 通告手続:処分目的全て、回収目的はANNEX IVに該当等
- 一般情報要件:20kg以上の廃棄物でANNEX IIIに該当等

### 4条~17条 通告手続

### 18条 一般情報要件

- 廃棄物運搬時の携行書類(ANNEX VII)を添付する等

### 36条 非OECD国への輸出の禁止

- 輸出禁止:ANNEX Vに該当等

ANNEX III (3条) 一般情報要件対象の廃棄物(グリーンリスト)

ANNEX IV (3条) 通告手続対象の廃棄物リスト(アンバーリスト)

ANNEX V (36条) 非OECD国への輸出禁止廃棄物リスト

## バーゼル条約

ANNEX I  
規制廃棄物

ANNEX II  
家庭系廃棄物

ANNEX VIII  
有害廃棄物

ANNEX III  
有害特性

ANNEX IX  
非有害廃棄物

## OECD理事会決定

ANNEX I 規制廃棄物

ANNEX II 有害特性

ANNEX III グリーンリスト手続廃棄物

例) B1110を適用せずG010 G020を適用  
 G010 金属または合金のみから構成される電気部品  
 G020 電子スクラップ(例えば、プリント配線板、電子部品、電線等)および非金属または貴金属の回収に適した規格外の電子部品

※別紙③参照

ANNEX IV アンバーリスト手続廃棄物

- バーゼル条約ANNEX II及びVIII

### 追加規定

例) A1180及びA2060は適用せず、ANNEX IIIのGC010、GC020、GC040を適宜適用。

例) 以下もアンバーリスト手続適用  
 AA010鉄鋼の製造に伴い生ずるドロス、スケールその他の廃棄物  
 AA060 バナジウムを含む石灰及び残滓

※詳細は別紙④参照

# EUの廃棄物輸出入に関する制度体系(廃棄物輸送規則:必要な手続の整理)

## 廃棄物輸送規則 <廃棄物輸送規則の廃棄物リストの関係>

ANNEX III (3条)  
一般情報要件対象の廃棄物(グリーンリスト)

ANNEX IIIA (3条)  
ANNEX III掲載の2以上の廃棄物混合物

ANNEX IIIB (3条)  
OECD決定のグリーンリスト掲載を待つ廃棄物

ANNEX IV (3条)  
通告手続対象の廃棄物リスト(アンバーリスト)

ANNEX V (36条)  
非OECD国への輸出が禁止される廃棄物リスト(レッドリスト)

ANNEXに分類されない廃棄物及び混合廃棄物

## 廃棄物輸送規則 <目的×輸送×対象国(非EU)×廃棄物リストに基づく手続判断表>

目的	輸送	対象国	グリーンリスト	アンバーリスト	レッドリスト	その他
処分	輸入	全て	通告手続	通告手続	通告手続	通告手続
	輸出	全て	禁止	禁止	禁止	禁止
回収	輸入	全て	一般情報要件※	通告手続	通告手続	通告手続
		OECD国	一般情報要件	通告手続	通告手続	通告手続
	非OECD国	相手国要請手続	通告手続	禁止	通告手続	

※詳細は次ページを参照

# EUの廃棄物輸出入に関する制度体系(電子廃棄物輸入/事前同意回収施設)

## 非OECD国からEUへの電子廃棄物の輸入の場合の判断

### 廃棄物輸送規則(2006/1013/EC)

#### 第45条 非OECD国からの回収目的の廃棄物輸入

- 第42条→第3条及び第18条を適用。

#### 第18条 一般情報要件

- 廃棄物運搬時の携行書類(ANNEX VII)を添付しなければならない。ANNEX VIIIには輸送手配者、回収施設、荷受人の署名が必要。
- 輸送手配者と荷受人が締結する契約は、運搬開始時から有効なものとする。意図しない輸送、不法輸出、輸送手配者等が輸送・回収を完了できない場合、荷受人が引取り/回収/保管する責任を負う。管轄当局の求めに応じて契約書の写しを提示する。

非OECD国からのグリーンリスト対象廃棄物の輸入は一般情報要件の対象

### OECD理事会決定 ANNEX III グリーンリスト手続廃棄物

#### 第1部

- バーゼル条約のB1110は適用せず、代わりに第2部にあるOECDのGC010及びGC020を適用するものとする。

#### B1110 電気部品及び電子部品 (一部抜粋)

金属又は合金のみから成る電子部品電気部品及び電子部品(印刷回路基盤を含む。)の廃棄物又はそのくずで、A表に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及びPCBコンデンサー等を構成物として含まないもの、附属書IIIに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書Iの成分(例えば、カドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル)により汚染されていないもの又は附属書IIIに掲げる特性のいずれも有しない程度にこれを除去したもの(A表の関連項目A1180参照)

#### 第2部

GC010 金属または合金のみから構成される電気部品

GC020 電子スクラップ(例えば、プリント配線板、電子部品、電線等)および非金属または貴金属の回収に適した規格外の電子部品

電子廃棄物はグリーンリスト対象

- 欧州では、非OECD国からの廃棄物の輸入(回収目的)についても、原則として欧州内の廃棄物輸送と同じルールが適用されるため、グリーンリスト対象廃棄物は一般情報要件が適用される。
- 電子廃棄物はOECD理事会決定のグリーンリスト対象廃棄物であり欧州の廃棄物輸送規則もこれを引用している。
- 結果として、非OECD国からの電子廃棄物の輸入は、手続が容易な一般情報要件が適用されている。

## OECD理事会決定に基づく「事前同意された回収施設」の適用状況

### 廃棄物輸送規則(2006/1013/EC)

#### 第14条 事前同意された回収施設

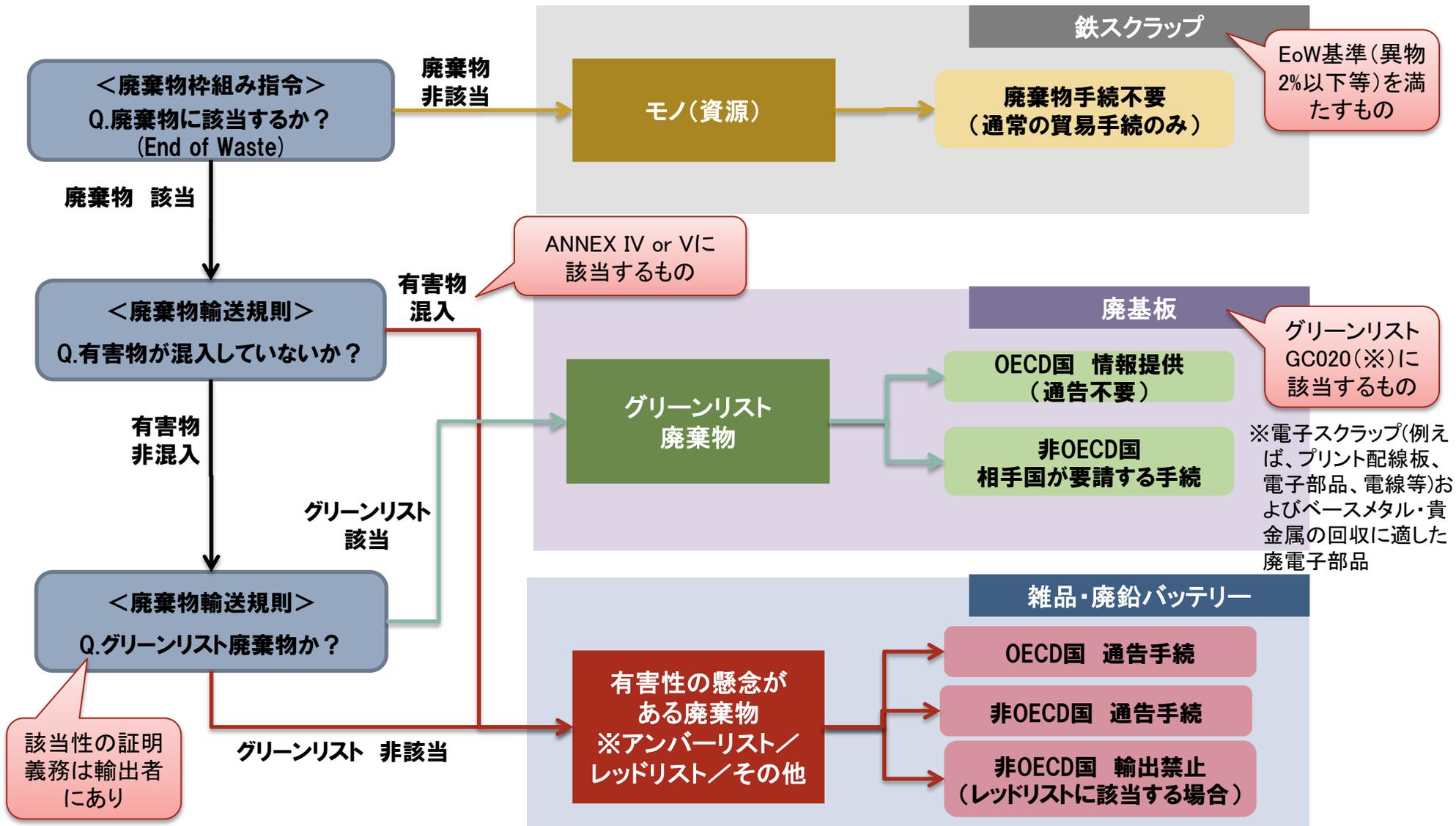
- 包括的通告の有効期限が最長3年
- 目的地国からの回答期限が7日

※非OECD国に対しては適用されない。

### ドイツ・ベルギーにおけるGC020の事前同意回収施設

- Umicore nv (ベルギー), Aurubis AG, WRC World Resources Company GmbH, Heraeus Precious Metals GmbH & Co KG (ドイツ)

# EUの金属スクラップ輸出時の判断基準・フロー(例)



# EUの廃棄物輸出入に関する制度体系(End of Waste規則)

## 欧州廃棄物枠組み指令におけるEnd of Waste規定

- 廃棄物枠組み指令(2008/98/EC)第6条は、廃棄物がEnd of Wasteの状態となる条件を以下の通り提示。
  - 一般的に特定の目的に使用されるもの
  - 市場または需要があるもの
  - 技術的な要求を満たすもの
  - 使用することにより環境や健康への影響を及ぼさないもの

## 欧州廃棄物枠組み指令に基づくEnd of Waste規則

- 廃棄物枠組み指令に基づき、理事会規則において鉄スクラップ・アルミスクリップ(理事会規則333/2011)、銅スクラップ(715/2013)のEnd of Wasteクライテリアが規定。クライテリアの共通項の概要は以下の通り。
  - 品質
    - ✓ ユーザー仕様等に従ったグレードとなっていること
    - ✓ 異物(他の金属や非金属、残渣等)が重量比で一定比率以下であること。
    - ✓ 過度の金属酸化物、油、放射性物質、有害物質等を含まないこと。
  - 処理プロセス・技術
    - ✓ 鉄・非鉄・非金属等との分離が適切になされていること
    - ✓ 最終ユーザーへ直接インプットするために必要な物理的処理がされていること
    - ✓ WEEEやELVに由来する資源はWEEE指令・ELV指令に定める方法に基づき処理されていること※
  - 回収工程のインプットとして使用されること

### ※WEEE指令に定める方法に基づく処理について

- WEEE指令第8条はWEEEの適正な処理について規定し、CENELECに対して、再生、リサイクル、再使用の準備を含むWEEEの処理基準の作成を要請。
- CENELECは EN 50625 を策定し、WEEEの収集、運搬、および処理に関する要求事項を規定。EN50625は、処理業者に対して、引き受けたWEEEの出所や、End of Wasteに到達/処理・処分が完了するまでのWEEEの川下における処理、搬出破砕物の組成等のデータ等を記録することを要請し、WEEE処理のトレーサビリティの確保を求めている。

- End of Wasteのクライテリアでは、ものの使用目的、需要、特性、環境・健康影響が考慮されているが、有価性については言及されていない。
- クライテリアを満たすような処理がされていることのトレーサビリティを確保することも求められている。特にWEEEやELVに由来する資源は関連指令の指定する処理方法のトレーサビリティの確保が求められている。

# EUの廃棄物輸出入に関する制度体系(国際条約とEU法令の関係) 別紙①

## 廃棄物枠組み指令(2008/98/EC) ANNEX III

### ANNEX III

#### PROPERTIES OF WASTE WHICH RENDER IT HAZARDOUS

- H 1 'Explosive': substances and preparations which may explode under the effect of flame or which are more sensitive to shocks or friction than dinitrobenzene.
- H 2 'Oxidizing': substances and preparations which exhibit highly exothermic reactions when in contact with other substances, particularly flammable substances.
- H 3-A 'Highly flammable'
- liquid substances and preparations having a flash point below 21 °C (including extremely flammable liquids), or
  - substances and preparations which may become hot and finally catch fire in contact with air at ambient temperature without any application of energy, or
  - solid substances and preparations which may readily catch fire after brief contact with a source of ignition and which continue to burn or to be consumed after removal of the source of ignition, or
  - gaseous substances and preparations which are flammable in air at normal pressure, or
  - substances and preparations which, in contact with water or damp air, evolve highly flammable gases in dangerous quantities.
- H 3-B 'Flammable': liquid substances and preparations having a flash point equal to or greater than 21 °C and less than or equal to 55 °C.
- H 4 'Irritant': non-corrosive substances and preparations which, through immediate, prolonged or repeated contact with the skin or mucous membrane, can cause inflammation.
- H 5 'Harmful': substances and preparations which, if they are inhaled or ingested or if they penetrate the skin, may involve limited health risks.
- H 6 'Toxic': substances and preparations (including very toxic substances and preparations) which, if they are inhaled or ingested or if they penetrate the skin, may involve serious, acute or chronic health risks and even death.
- H 7 'Carcinogenic': substances and preparations which, if they are inhaled or ingested or if they penetrate the skin, may induce cancer or increase its incidence.
- H 8 'Corrosive': substances and preparations which may destroy living tissue on contact.
- H 9 'Infectious': substances and preparations containing viable micro-organisms or their toxins which are known or reliably believed to cause disease in man or other living organisms.

- H 10 'Toxic for reproduction': substances and preparations which, if they are inhaled or ingested or if they penetrate the skin, may induce non-hereditary congenital malformations or increase their incidence.
- H 11 'Mutagenic': substances and preparations which, if they are inhaled or ingested or if they penetrate the skin, may induce hereditary genetic defects or increase their incidence.
- H 12 Waste which releases toxic or very toxic gases in contact with water, air or an acid.
- H 13 (\*) 'Sensitizing': substances and preparations which, if they are inhaled or if they penetrate the skin, are capable of eliciting a reaction of hypersensitization such that on further exposure to the substance or preparation, characteristic adverse effects are produced.
- H 14 'Ecotoxic': waste which presents or may present immediate or delayed risks for one or more sectors of the environment.

(\*) As far as testing methods are available.

- H 15 Waste capable by any means, after disposal, of yielding another substance, e.g. a leachate, which possesses any of the characteristics listed above.

#### Notes

1. Attribution of the hazardous properties 'toxic' (and 'very toxic'), 'harmful', 'corrosive', 'irritant', 'carcinogenic', 'toxic to reproduction', 'mutagenic' and 'eco-toxic' is made on the basis of the criteria laid down by Annex VI, to Council Directive 67/548/EEC of 27 June 1967 on the approximation of laws, regulations and administrative provisions relating to the classification, packaging and labelling of dangerous substances (\*).
2. Where relevant the limit values listed in Annex II and III to Directive 1999/45/EC of the European Parliament and of the Council of 31 May 1999 concerning the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States relating to the classification, packaging and labelling of dangerous preparations (\*) shall apply.

#### Test methods

The methods to be used are described in Annex V to Directive 67/548/EEC and in other relevant CEN-notes.

# EUの廃棄物輸出入に関する制度体系(国際条約とEU法令の関係) 別紙②

## 廃棄物リスト(決定2000/532/EC) 一部抜粋・仮訳

決定2000/532/ECの付属書に掲載された廃棄物<sup>38)</sup>

01	WASTES RESULTING FROM EXPLORATION, MINING, QUARRYING, AND PHYSICAL AND CHEMICAL TREATMENT OF MINERALS
01	鉱物の探査、採掘、採石および物理的・化学的処理から生じる廃棄物
01 01	wastes from mineral excavation
01 01	鉱物の掘削から生じる廃棄物
01 01 01	wastes from mineral metalliferous excavation
01 01 01	金属鉱物の掘削から生じる廃棄物
01 01 02	wastes from mineral non-metalliferous excavation
01 01 02	金属以外の鉱物の掘削から生じる廃棄物
01 03	wastes from physical and chemical processing of metalliferous minerals
01 03	金属鉱物の物理的・化学的処理から生じる廃棄物
01 03 04*	acid-generating tailings from processing of sulphide ore
01 03 04*	硫化物鉱石の処理から生じる酸を発生する鉱滓
01 03 05*	other tailings containing dangerous substances
01 03 05*	その他の危険な物質を含有する鉱滓

<sup>38)</sup> Wastes marked with an asterisk are considered to be hazardous waste pursuant to Directive 91/689/EEC. When identifying a waste in the list below, the introduction to the Annex of Decision 2000/532/EC is relevant.

決定 91/689/EEC に従って有害廃棄物とみなされる廃棄物は、アスタリスク「\*」を表示した。以下のリストでの廃棄物の識別には、決定 2000/532/EC の付属書の序論が関連している。

# EUの廃棄物輸出入に関する制度体系(国際条約とEU法令の関係) 別紙③

## OECD理事会決定 ANNEX III グリーンリスト手続廃棄物 一部抜粋・仮訳

附属書3:

緑級規制手続が適用される廃棄物のリスト

廃棄物が本リストに記載されているか否かにかかわらず、(a)本決定附属書6の基準を考慮にいれば、黄級廃棄物リストへの記載を相当とするに十分なほど当該廃棄物の危険性を増大させる程度にまで他の物質によって汚染されているもの、あるいは、(b)当該廃棄物の環境保全上適正な回収作業を阻害する程度にまで他の物質によって汚染されているものに対しては、緑級規制手続は適用されない。

第1部:

バーゼル条約附属書IXに掲げる廃棄物

本決定の目的のために、

- (a) バーゼル条約附属書IXにあるリストAに関する注釈は、本決定附属書4に関する注釈として理解されるものとする。
- (b) バーゼル条約のB1020中の用語「塊状のもの」には、全ての飛散性を有しない形状の金属スクラップが含まれるものとする。
- (c) 「銅の処理から生ずるスラグ」等に関するバーゼル条約のB1100は適用せず、代わりに第2部にあるOECDのGB040を適用するものとする。
- (d) バーゼル条約のB1110は適用せず、代わりに第2部にあるOECDのGC010及びGC020を適用するものとする。
- (e) バーゼル条約のB2050は適用せず、代わりに第2部にあるOECDのGG040を適用するものとする。
- (f) バーゼル条約のB3010にあるふっ化重合体の廃棄物に関する記載には、ふっ化エチレン重合体及び共重合体(PTFE)も含むものとする。

第2部:

次に掲げる廃棄物にも緑級規制手続が適用される。

金属性、非飛散性形態の金属及び合金(注6)

GA300 例 811220 クロムの廃棄物及びスクラップ

金属の溶解、精錬又は精製に伴い生ずる金属を含む廃棄物

GB040 7112 貴金属又は銅の高度精錬に伴い生ずるスラグ  
262030  
262090

金属を含むその他の廃棄物

GC010 金属又は合金のみから成る電気部品  
GC020 電子スクラップ(例えば、プリント配線板、電子部品、電線等)及び卑金属又は貴金属の回収に適した規格外の電子部品  
GC030 例 890800 解体される船舶及び海上浮体構造物(貨物及び船舶の運航に伴い生ずる物であって危険な物質又は廃棄物とされるものを除去したものに限る。)  
GC040 例 8701-05 廃自動車(液状の物を除去したものに限る。)  
8709-11  
GC050 使用済みの液体接触分解(FCC)触媒(例えば、酸化アルミニウム、ゼオライト)

# EUの廃棄物輸出入に関する制度体系(国際条約とEU法令の関係) 別紙④

## OECD理事会決定 ANNEX III アンバーリスト手続廃棄物 一部抜粋・仮訳

### 附属書4:

黄級規制手続が適用される廃棄物

#### 第I部:

バーゼル条約附属書II及びVIIIに掲げる廃棄物

本決定の目的のために、

- (a) バーゼル条約附属書VIIIにあるリストBに関する注釈は、本決定附属書3に関する注釈として理解されるものとする。
- (b) バーゼル条約のA1010中の用語「B表(附属書IX)に特に掲げるものを除く」は、附属書3の第1部(b)にあるバーゼル条約のB1020及びその注釈の両方を言及したものとする。
- (c) バーゼル条約A1180及びA2060は適用せず、代わりに附属書3にあるOECDのGC010、GC020及びGC040を適切な場合には適用する。加盟国はこれらの廃棄物を、附属書3又は4に掲げられていない廃棄物に関する本決定第2章B条6の規定、及び、附属書3の前書きに基づき、規制することができる。
- (d) バーゼル条約のA4050には、Y33の無機シアン化合物を含有することから、使用済みのアルミニウムの精錬に用いる電解槽の内張りを含むものとする。シアンが破壊されている場合には、Y32のふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物を含有することから、使用済みの電解槽の内張りは第2部のAB120に該当する。

#### 第II部:

次に掲げる廃棄物にも黄級規制手続が適用される:

#### 金属を含む廃棄物

AA010	261900	鉄鋼の製造に伴い生ずるドロス、スケールその他の廃棄物(注7)
AA060	262050	バナジウムを含む灰及び残滓
AA190	810420	可燃性若しくは自然発火性を有するもの又は水と作用して危険な量の可燃性ガスを発生するマグネシウムの廃棄物及びスクラップ
例	810430	

#### 無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある廃棄物

AB030		シアン化合物を使用しない金属の表面処理に伴い生ずる廃棄物
AB070		鋳物砂
AB120	例 281290	無機ハロゲン化合物(他に掲げるものを除く。)
	例 3824	
AB130		使用済みのプラスト砂
AB150	例 382490	精製されていない脱硫石膏及び排煙脱硫石膏

#### 有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある廃棄物

AC020		瀝青物質(アスファルトの廃棄物)(他に掲げるものを除く。)
AC060	例 381900	水圧液体
AC070	例 381900	ブレーキ用液体

# EUの中古電気電子機器の輸出判断基準 (1/3)

■EUでは改正WEEE指令において、中古品を含む電気電子機器の輸送に関する規定を追加。

■加盟国では同規定に基づく国内法化や事業者向けの具体的な基準を提示。

## 改正WEEE指令(2012/19/EU)

### 第23条(査察および監視)

加盟国は、WEEEの疑いがある使用済みEEEが付属書VIの最低要求事項に従って輸送されることを保証・監視しなければならない。

#### 付属書VI(輸送のための最低要求事項)

- 所有者がWEEEではない使用済みEEEを輸送すると主張する場合に、加盟国が要求しなければならない事項
    - インボイスおよび契約書(直接再使用される予定であり、機器が十分に機能している旨の記載あり)の写し
    - 検査証明書、機能性証明書等の写し
    - 廃棄物枠組み指令(2008/98/EC)第3条(1)の廃棄物でない旨の申告
    - 輸送・積み込み・荷降ろし中の損害に対する適切な保護
  - 企業間の譲渡契約の中で行われている場合の特例
  - 使用済みEEEであることを立証するための要求事項
    - 機能性を検査し、有害物質の存在を評価する(検査は、EEEの種類によって異なる。主要な機能の機能性検査が行われれば十分)。
    - 評価および検査の結果を記録する。
- ステップ1: 検査
- 機能性を検査し、有害物質の存在を評価する(検査は、EEEの種類によって異なる。主要な機能の機能性検査が行われれば十分)。
  - 評価および検査の結果を記録する。
- ステップ2: 記録
- 記録はEEE自体または包装上にしっかりと貼付する。
  - 品目の名称、ID番号(必要な場合)、製造年(可能であれば)、機能性の証拠に責任を負う企業の名称および所在地を盛りこむ。
- 添付書類
  - 上記に基づき、WEEEではないことを証明できない場合、および貨物の損害に対する適切な保護がなされていない場合の取扱い  
→加盟国当局は、当該品目をWEEEとみなし、当該貨物が違法な輸送であるとして廃棄物輸送規則第24条および25条に従って処理される。

## オランダILT輸出事業者向けガイド(抜粋)

### <輸出者への要求事項>

- 機器が再利用を目的としており、完全に機能する(作動する)ものであることを示したインボイス、契約書および/または譲渡証明書の写しを手元に持っておくこと。
- 以下を記載した試験証明書を手元に持っていること。また、証明書を機器もしくは梱包に添付すること。
  - 機器の名称、機器の識別番号(型式番号)、製造年(分かる場合)、試験を実施した会社の名称と住所、試験の結果と日付、実施した試験の特徴
- 運送中、積み込みおよび荷降ろし時の損傷から荷物を適切に保護していること(良い例と悪い例を写真で例示)。



- フロンまたは代替フロンを含んでいないこと(禁止される冷媒のリストを提示)。

### <税関・監督局におけるチェック、違法時の取扱い>

- 税関または監督局は、税関申告書や積荷をチェックして、輸出者が上記事項を遵守しているか、提出された書類が適切かを確認。
- 遵守していない場合は、その輸送を違法な廃棄物輸送と指定。試験報告書の正当性に疑問がある場合は、輸出者の負担で、追加調査が行われることがある。
- 違法となった場合は罰金刑または禁固刑(罰金は個人で最大81千€、企業で810千€)。

# EUの中古電気電子機器の輸出判断基準 (2/3)

オランダILT輸出事業者向けガイドに示されている適法事例と違法事例(コンテナへの積み方)



# EUの中古電気電子機器の輸出判断基準 (3/3)

オランダILT輸出事業者向けガイドに示されている適法事例と違法事例(冷媒フロン)

赤のリストに記載のフロンまたは代替フロンを含むエアコンや冷蔵庫は輸出不可



Prohibited	
CFC	HCFC
R11	R 22
R12	R 123
	R 124
R13	R 142 b
	R 401 a
R14	R 401 b
R500	R 402 a
R502	R 402 b
R503	R 403 a
	R 403 b
	R 408 a
	R 409 a
	R 409 b

Permitted	
HFC	OTHER
R23	R 170 (ethane)
R 32	R 290 (propane)
R 107 a	R 600 a (isobutane)
R 125	R 717 (ammonia)
R 134 a	R 744 (CO <sub>2</sub> )
R 143 a	R 1270 (propylene/propene)
R 152 a	R 718 (water)
R 227 ea	
R 236 a	
R 316 a	
R 404 a	
R 407 a	
R 407 b	
R 407 c	
R 507	
R 508 a	
R 508 b	
Isceon 59	



緑のリストに記載のフロンまたは代替フロンを含むエアコンや冷蔵庫は輸出可

